

公立大学法人敦賀市立看護大学授業料等徴収規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）における授業料その他の料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 法人は、法人の設置する敦賀市立看護大学（大学院及び助産学専攻科を含む。以下「本学」という。）の入学試験を受けようとする者から入学検定料を、本学に入学する者（以下「入学者」という。）から入学料を、本学の学生（科目等履修生を除く。以下同じ。）から授業料を、本学において看護実習を受けようとする者から看護実習料を、本学の科目等履修生から科目等履修料を、本学において授業を聴講する者から聴講料を、それぞれ徴収する。

- 2 入学検定料、入学料、授業料、看護実習料、科目等履修料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 授業料等の納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第2のとおりとする。

(長期履修者に係る授業料の額)

第2条の2 前条第2項の規定にかかわらず、本学の大学院に在学する学生のうち標準修業年限を超える一定の期間にわたって当該課程を履修することを認められた者（以下「長期履修者」という。）から徴収する授業料の年額は、当該履修することを認められた期間（入学する年度を含む。以下「長期履修期間」という。）に限り、次の各号に掲げる長期履修者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入学の日に長期履修者として認められた者 別表第1に掲げる授業料の年額に2を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して得た額（10円に満たない端数があるときは、これを切り上げた額）
- (2) 1年次の3月に長期履修者として認められた者 入学年度にあつては別表第1に掲げる授業料の年額、入学年度後の年度にあつては別表第1に掲げる授業料の年額を長期履修期間の年数から1を差し引いた年数で除して得た額（10円に満たない端数があるときは、これを切り上げた額）

(長期履修期間の短縮に係る授業料の徴収方法の特例)

第2条の3 長期履修期間の短縮を認める場合は、大学院を修了するまでに、短縮された期間の授業料を繰り上げて徴収するものとする。

(授業料等以外の料金の徴収)

第3条 法人は、本学の学生その他の者の求めに応じて証明書を交付するときは、その交付を受ける者から手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額、納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第3のとおりとする。

3 法人は、本学における公開講座を受講する者から、当該公開講座の受講料（以下「公開講座受講料」という。）を徴収することができる。

4 公開講座受講料の額、納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第4のとおりとする。

5 法人は、本学における学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づく特別の課程を受けようとする者から、履修証明プログラム受講料を徴収する。

6 履修証明プログラム受講料の額、納入期限及び当該納入期限に納入すべき額は、別表第5のとおりとする。

(料金以外の諸費の収受)

第4条 前2条の規定は、本学の授業において行う実験、実技、実習等について、法人が実費相当額の費用を収受し、又は法人がその施設、設備又は財産を使用する者から使用の対価を収受することを妨げない。

2 前項に定める金員の収受に関して必要な事項は、別に定める。

(休学等の場合における授業料の取扱い)

第5条 休学を許可され、又は休学を命ぜられた学生に対しては、休学した日の属する学期の次の学期（休学した日が学期の初日であるときは、当該学期）以降、休学期間中の授業料を免除する。

2 前項の場合において、休学した日が当該学期の授業料の納入期限より前であるとき（休学した日が当該学期の初日であるときを除く。）は、その学生が当該学期において納付すべき授業料の額を6で除し、休学を開始する日の属する月の翌月から当該学期の最後の月までの月数を乗じて算出した額の授業料を併せて免除することができる。

3 学期の途中において復学する学生の当該学期分の授業料は、その学生が当該学期において納付すべき授業料の額を6で除し、復学する日の属する月から当該学期の最後の月までの月数を乗じて算出した額とし、復学の日から20日以内（その期限にあたる日が金融機関の休業日であるときは、その直後の営業日まで）に納入するものとする。

4 停学処分を受けた学生は、停学の期間中も授業料を納入しなければならない。

5 退学しようとする学生は、退学する日が属する学期分までの授業料等を、退学する日までに納入しなければならない。

(授業料等の免除)

第6条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか授業料等の免除に関することは、公立大学法人敦賀市立看護大学授業料等の免除等に関する規程（令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第1号。）の定めるところによる。

(授業料等の不還付)

第7条 既納の授業料等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

- (1) 授業料等を免除された者が、当該免除された授業料を納入した場合
- (2) 授業料等を納入した者が、当該授業料等を免除された場合
- (3) 看護実習料を納入した者が、本人の責めによらない事由により、当該学年において一度も看護実習を受けることができなかった場合
- (4) 前3号のほか、特に授業料等を還付すべき理由があると理事長が認める場合

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、料金の徴収に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附則（平成29年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附則（平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則（令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号）

この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学授業料等の免除等に関する規程（令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第1号）の施行の日から施行する。

公立大学法人敦賀市立看護大学授業料等徴収規程

附則（令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号）
この規程は、令和2年8月6日から施行する。

附則（令和5年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号）
この規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分（授業料等の種類等）		算定基礎	金額（円）	
入学検定料	大学院生	1件につき	30,000	
	助産学専攻科生		18,000	
	学部生		17,000	
	科目等履修生（学部・大学院）		9,800	
入学料	学部生・大学院生	1件につき	市内者	166,000
			市外者	332,000
	助産学専攻科生		市内者	99,600
			市外者	199,200
	科目等履修生 （学部・大学院）		市内者	16,600
			市外者	33,200
授業料	大学院生	1年につき	535,800	
	助産学専攻科生		535,800	
	学部生		535,800	
看護実習料	実習を受ける学部生	1年につき	25,000	
	実習を受ける助産学専攻科生		200,000	
科目等履修料	科目等履修生（学部・大学院）	1単位につき	14,800	
聴講料	授業回数が8回の授業科目	1科目につき	市内聴講生	5,900
			市外聴講生	7,400
	授業回数が15回の授業科目		市内聴講生	11,800
			市外聴講生	14,800
	授業回数が30回の授業科目		市内聴講生	23,600
			市外聴講生	29,600

備考

- この表において「市内者」とは、大学院生、助産学専攻科生、学部生又は科目等履修生として本学に入学する者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 入学の日の1年前から引き続き敦賀市内に住所を有する者
 - (2) 配偶者又は1親等の親族が入学の日の1年前から引き続き敦賀市内に住所を有する者
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として理事長が認めた者
- 2 この表において「市外者」とは、大学院生、助産学専攻科生、学部生又は科目等履修生として本学に入学する者のうち、市内者以外のものをいう。
 - 3 前期末に修了又は卒業することとなる学生の授業料については、上記年額の2分の1(10円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額)を徴収しないものとする。
 - 4 この表において「市内聴講生」とは、市内に住所を有する聴講生をいう。
 - 5 この表において「市外聴講生」とは、市内聴講生以外の聴講生をいう。

別表第2（第2条関係）

区分（授業料等の種類等）		納入期限	左の期限に納入すべき額
入学検定料		出願するとき	全額
入学金		入学手続をするとき	全額
授業料	前期分	4月30日	授業料の年額の2分の1に相当する額
	後期分	10月31日	授業料の年額の2分の1に相当する額 (前期末に修了又は卒業する学生については、後期分を徴収しない。)
看護実習料		実習を受けようとする年度の4月30日	全額
科目等履修料	前期開講科目分	4月30日	全額
	後期開講科目分	10月31日	全額
聴講料	前期開講科目分	4月30日	全額
	後期開講科目分	10月31日	全額

本表中の納入期限に当たる日が金融機関の休業日であるとき（入学検定料及び入学金に係るものを除く。）は、その直後の営業日を納入期限とする。

別表第3（第3条関係）

区分（証明書の種類）	金額	納入期限	左の期限に納入すべき額
成績証明書	1通 300円	交付するとき	全額
卒業（修了）証明書			
在学証明書			
健康診断証明書			
卒業（修了）見込証明書			
その他学業成績又は修学状況に関する証明書			

別表第4（第3条関係）

公開講座受講料の額 (徴収する場合)	納入期限	左の期限に納入すべき額
公開講座の開催に係る経費を勘案し、1回あたり1,000円以内で理事長が公開講座ごとに定める額	公開講座実施前において理事長が定める日	全額

備考

公開講座1回は、90分間の講座を標準とする。

別表第5（第3条関係）

履修証明プログラム受講料の額		納入期限	左の期限に納入すべき額
市内受講者	1時間につき 1,000円	講習実施前において理事長が定める日	全額
市外受講者	1時間につき 2,000円		

備考

- この表において「市内受講者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づく特別の課程の履修資格を有するもののうち、履修しようとする特別の課程が行われる年の4月1日において、敦賀市に住所を有し、又は勤務するものをいう。
- この表において「市外受講者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づく特別の課程の履修資格を有するもののうち、市内受講者以外のものをいう。